令和3年第7回

美里町農業委員会総会議事録

第7回美里町農業委員会総会

1 開催日時

令和3年6月24日(木)午前9時30分から午前10時45分

2 開催場所

美里町役場南郷庁舎2階 多目的ホール

- 3 出席委員(16名)
 - 1番 佐々木 幸一郎 2番 福田 なほ子 3番 鈴木 幸博
 - 5番 柴山 真二 4番 渡邉 雅光 6番 後藤 幸太郎
 - 7番 小野 保裕 8番 我妻 卓美 9番 片倉 澄子
 - 遊佐
 恭一
 11番
 澁谷
 正行
 12番
 久道
 雄悦

 尾形
 司
 14番
 古内
 世紀
 15番
 邊見
 勝寿
 10番
 - 13番 尾形 司
 - 16番 伊藤 惠子
- 報告事項
 - 1. 農家相談日について
 - 2. 事業計画届出書について
 - 3. 使用貸借権の合意解約による通知について
 - 4. 利用権設定の合意解約による通知について
 - 5. 非農地証明願について
- 5 議 事
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
 - 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
 - 第3号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による 意見について
 - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定につい
- その他連絡・報告事項
 - 1. 令和3年6月事業報告について
 - 2. 令和3年7月事業予定について
 - 3. その他
- 農業委員会事務局職員(3名)

事務局長菊地和則 事務局次長 髙 橋 博 喜 総務係長澤村拓也

8 会議の概要

事務局長

定刻になりましたので、ただいまより、令和3年第7回美里町農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。

会長

(挨拶内容省略)

事務局長

ありがとうございました。今月総会も、美里町新型コロナウイルス感染症対策本部の方針を堅持しつつ、総会時間につきましては長時間とならないように時間配分させていただきますので、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条により、会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしくお願いします。

議長

それでは、これより令和3年第7回美里町農業委員会を開会いた します。

本日の出席委員は16名であります。農業委員会に関する法律第27条第3項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。

議長

次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。美里町農業委員会会議規則第15条第1項の規定により、議長よりお二人を指名いたします。5番柴山真二委員、6番後藤幸太郎委員のお二人にお願いいたします。

議長

報告事項に入ります。

報告事項1番、農家相談日について、6月4日に農家相談を行っておりますので、担当委員より報告願います。

佐々木幸一郎委 員 1番佐々木幸一郎です。農家相談日について報告します。6月4日金曜日、南郷庁舎202会議室におきまして、伊藤会長、福田なほ子委員、私佐々木の3名で担当し、相談件数は2件でした。

1件目は●●●地区●●の●●さんという方で、●. ●へクタールの水田を2年以内に地域の担い手に頼みたいという相談でした。貸す条件としましては、田を確実に耕作していただける方ということでしたので、本来ならば●●地区内の方に頼むのがよろしいかと思いましたが、本人の意向で●●●●●●

●●●さんに頼みたいということでございましたので、その後、● ●●さんが●●●●●の●●●さんに打診することにいたしました。

2件目は、●●地区●●の●●●さんという方で、●●●名義の土地を●●が●●を務める●●●●●●●●●で買取りたいという相談でした。現在、●●●●●●●●●は所有地を全部貸しているため、●●●●●●●●●●●●、農業経営をしたいとのことでした。内容が少々複雑でしたので、事務局職員にも相談会場に入ってもらい対応いたしました。事務局職員からいろな説明をしてもらい、●●●●さんは本日の話は持ち帰りし、検討したうえで再度相談したいということでお帰りいただきました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

続きまして、報告事項2番、事業計画届出書について、事務局よりご報告をお願いいたします。

事務局

(報告事項2について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございます。

ただいま事務局より報告事項2番、事業計画届出書について説明 がありましたが、不明な点があれば再度説明いたします。ございま せんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、続きまして報告事項3番、使用貸借権の合意 解約による通知について、報告事項4番、利用権設定の合意解約に よる通知についてを一括で事務局より報告願います。

事務局

(報告事項3、報告事項4について、議案書に記載のとおり説明 を行った)

議長

ありがとうございました。

ただいま事務局より報告事項3番、使用貸借権の合意解約による 通知について、報告事項4番、利用権設定の合意解約による通知に ついてを一括で報告いただきましたが、不明な点があれば説明いた します。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、続きまして報告事項5番、非農地証明願についてを事務局より説明願います。

また、6月15日に農地調査委員会において現地調査を実施して おりますので、事務局の説明終了後、農地調査委員会の担当委員よ り調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より報告願います。

事務局

(報告事項5について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。ご苦労さまでした。よろしくお願いいたします。

福田なほ子委員

2番福田より報告いたします。

農地調査委員会は、今月も佐々木幸一郎委員と委員長である私、 福田の2名が担当し、伊藤会長、邉見会長職務代理者、事務局から 菊地局長と髙橋次長の計6名により6月15日に現地調査を行いま した

非農地証明願についての意見、番号9及び番号10については、 ●●字●●に位置しております。地目は畑ですが、長年アパートの 敷地として使用されてきたことを確認しましたので、証明書の発行 は妥当と判断いたします。 番号11については、 $\bullet \bullet$ 字 \bullet とに位置しており、平成 $\bullet \bullet$ 年 \bullet 月 $\bullet \bullet$ 日に居宅敷地として転用許可を受けた土地であります。現在も許可地と同様の状態ですので、証明書の発行は妥当と判断いたします。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、不明な点があれば再度説明いたします。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので、続きまして議事に入ります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、ただいまより審議に入ります。質疑ありませんか。ございませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第1号議案について賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認め、第1号議案は原案どおり許可といたします。

議長

休憩いたします。(13:50分)

議長

再開いたします。(13:50分)

議長

続きまして、第2号議案、農用地利用集積計画書審議についてを 議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

事務局の説明が終了しましたので、第2号議案、農用地利用集積 計画書審議について、番号134番から166番の33議案につい て審議いたします。質疑ありませんか。

渡邉雅光委員

4番渡邉でございます。

この第2号議案農用地利用集積計画書審議うちの農地中間管理事業の一括方式の29件の中に、譲渡人が町内の方が多いのですけれども、受け手区分のところに中心経営体という表現がありますが、

これは認定農業者の資格をとっていない担い手のことを言うのか、 又は別の意味での中心経営体なのか、この表現の根拠、基準につい て教えていただきたいと思います。

議長

事務局、回答願います。

事務局

4番渡邉雅光委員の質問にお答えします。

認定農業者については、その資格は取得していますが、中心経営体については資格はない方になります。ただし、農地中間管理事業の受け手の登録については、認定農業者、あとは中心経営体だったり、いろんな名称がありまして、そのどれかに該当すれば受け手の登録をできるということになっておりますので、認定農業者でない方でも、登録すれば担い手になれるということです。この方は中心経営体で登録をしたということです。

以上であります。

議長

4番渡邉雅光委員、よろしいですか。

渡邉雅光委員

4番渡邉です。例えば、私が思ったのは、人・農地プランというものがあります。それは認定農業者じゃなくても担い手ということで登録がされております。そういう分類に入っても、中心経営体と表現するときに、認定農業者以外の担い手すべてを中心経営体というひとくくりで表現してしまうのですか。もしそうであるならばその基準、その根拠はどのようになるのか、その判断はどこで、だれが判断するのか教えていただきたいと思います。

例えば、議案番号●●●番の担い手ですが、この方は自作地が● ●アールしかないということで中心経営体という表現になっています。 異議申し立てをするわけではなく、中心経営体っていうのはど ういう表現の根拠があるのか、その意味が、その辺が分かりにくい ので、わかりやすく教えていただければと思って質問いたしまし た

もう一度、わかりやすい説明をお願いします。

議長

この質問については、事務局長から回答願います。

菊地事務局長

4番渡邉雅光委員の質問にお答えします。

総会資料の中心経営体という表現ですが、正式名称は「人・農地プランに掲載された地域の中心経営体」という名称になります。ただし、これでは名称が長すぎますので、ここでは省略しまして「中心経営体」という表現にいたしました。

それから、担い手につきましては先ほど髙橋次長が説明しましたように「認定農業者」、「人・農地プランに掲載された地域の中心経営体」、「基本構想水準到達者」等、現在7種類ほどありますが、今回の総会では「認定農業者」と「人・農地プランに掲載された地域の中心経営体」の2種類の担い手が総会資料に掲載されたところです。「人・農地プランに掲載された地域の中心経営体」では名称が長すぎるため「中心経営体」という表現にさせていただきました。「認定農業者」以外の担い手の名称をひとくくりにしたということではございませんので、ご理解をお願いします。

以上でございます。

議長

4番渡邉雅光委員、よろしいでしょうか。

渡邉雅光委員

はい、ありがとうございました。

議長

そのほかございませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第2号議案、農用地利用集積計画書審議についての番号134番から166番の33議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第2号議案、農用地利用集積計画書審議について、33議案全て 賛成ですので、原案どおり許可とし、町長に報告をいたします。

議長

続きまして、第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律 第19条第3項による意見についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

(第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

事務局の説明が終了いたしましたので、審議をいたします。質疑 ありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決に入ります。

第3号議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。第3号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による意見については2議案全て賛成ですので、原案どおり許可相当と意見を付し、農地中間管理機構に書類を進達いたします。

議長

続きまして、第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についてを議題といたします。

また、6月15日に農地調査委員会に置いて現地調査を実施して おりますので、事務局の報告終了後、農地調査委員会の担当委員よ り調査結果についての報告をいただきます。

初めに、事務局より説明願います。

事務局

(第4号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った)

議長

ありがとうございました。

引き続き、農地調査委員会の担当委員より調査結果についての報告をお願いいたします。

福田なほ子委員

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決 定についての意見。

番号8については、●●地区の●●●に位置しており、居宅の建替えが転用目的となります。現地は大規模な一団の農地から離れた住宅地にあるため、それらの営農条件に影響を与えることなく転用目的を達成できる適地であり、鉄道も駅から500メートル以内にあることから、農地区分は第3種農地と判断いたしました。特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

番号9については、●●地区の●●字●●●●に位置しており、太陽光発電施設の設置が転用目的となります。現地は大規模な一団の農地から離れた住宅地にあるため、これらの営農条件に影響を与えることなく転用目的を達成できる適地でありますので、農地区分は第2種農地と判断いたしました。特に問題は見当たらず、許可相当と見てきました。

以上でございます。

議長

ご苦労さまでした。

事務局の説明と農地調査委員会の報告が終了いたしましたので、 審議に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長

質疑なしと認め、採決をいたします。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決 定について、賛成の方の挙手を求めます。

(各委員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

第4号議案、農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定については、原案どおり許可相当と意見を付し、宮城県知事に進達をいたします。

議長

以上で議事を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第7回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

令和3年 月 日

会 長

署名委員議席5番

署名委員議席6番